

中外新聞

合本

卷一

洋学文庫

文庫8

E 103

1



不許翻刻

慶應四年四月第三板

中外新聞

8. 43 2416

初卷

第一號
第七號

開物社
印



中外新聞
 編者 小本とあり 幸甚に送る便
 ようやくとありあつた所と人の世に
 むろろすゝとありは牙之板を物
 法を知月中旬也

序

柳河善の稿をす

中外新聞

先年以來横濱開板のタイムス又ヘラルドと名くる新聞を
訳し又英吉利亞墨利加法蘭西和蘭諸国の新聞をも得る
とび毎に訳出し写本より傳へ来ると雖も筆者の煩をき
ま堪へざるを慮り此度活字にて印行するのあり
新聞を其原本を得るに随て訳出し其訳の先成るのより
印行を故に原本の号数に拘らば只公布の前後を以て号数
を定む且つ訳文ありさるも廣く世上に布知をべき程の事
を取交へて記を是と中外の名を命する所以あり
新聞を多く益と善し四方の君子希くハ之を寄贈して以て

缺漏を補ひたる一

慶應四年二月

中外新聞第一号

慶應四年二月廿四日

西洋三月七日我二月十四日の横濱出板新聞紙より抄
出

此度神戸より来りし書状の趣より箱根の街道既に攻進
の路とありし由を慥に申越し然ととも諸説一定せ
以或は十四五日以前薩戸人七百人急を京都を出立と云
ふ是は箱根の備へあきを知りて之を奪ふと見えり
それと付ては人数は少くは不相當ありと雖も若し
此説実事ありは是亦江戸通行の要害ある故に随分尤ある

事あり

長崎よりの便^{きん}申越^{まへ}し^る事万^{ひと}一^{こと}信実^{しんじつ}あり^し箱根の要所
を取られ^とり^しより^も尚^{なほ}北方諸侯の為^{ため}に大不幸あり^{べし}

長崎の書状の次^{つぎ}に出^いる 北方とい^は関東の事^{こと}より南方と

西国諸侯の事あり原文のま^まに訳^{やく}し^る

若^もし紀州侯他の大名の盟主^{めいしゅ}とありて江戸を助^{たす}るが為^{ため}

朝廷への周旋^{しゆせん}をあた^へらば双方の都合も宜^{よろ}く安全あり^{べし}

一^{ひと}実^{まこと}に紀州の徳川氏の頭分^{かぶらひ}とありて双方の間を取扱^とる

べきなどの權^{けん}ある家あり然^{しか}るに長崎の書中^{しよちゆう}に云^いはる趣^{おも}の甚

疑^{うたが}ふべし

京都よりも長崎よりも左の趣を申^まし越^こし^る會津并^な伊

豫の松山備中の松山高松大多喜^{おほき}此大名の皆^{みな}京都に敵對^{てきたい}せ

し者^{もの}より其屋敷をも領地をも召上^よけらる^{べし}き由あり此事

を 天朝より布告^{ふこく}あり^しらば仙臺の在京家老^{せいざう}全^{ぜん}く

朝敵^{てい}あり^しらば由の歎願^{たんげん}をあり^し其他諸方^たよりも色々の願

書出^しる由あり^しども長き評議^{ひやうぎ}の後忽^{たち}ち証討^{せうたう}を仰出^{おほ}され^し

り是^{こゝ}に於^おて彼家老^{かの}の大^{おほ}に驚^{おど}き全^{ぜん}く其主人の命^{いのち}に左様の事

より^も是^{こゝ}に是^{こゝ}を申述^{まを}べ^し尚^{なほ}又再願^{さいげん}をあり^しれども再び別

紙^しを以^もて會津の地を攻取^{せうと}るべき由を命^{めい}せ^しれ^しり但^たし是

の仙臺と會津との間を離^{はな}るが為^{ため}の計^{けい}と見え^まる^{べし}何^{なに}と今^{いま}も

一日を經たらば委しむる相分るべし

此度の 天朝の決定を全く薩戸と長州との決議より出

る事ありとべし此の如き未曾有の大變革の蓋し 天子

を尊ぶの真意より出するべし只權勢を備へて

る名の影有るに依て之に及びあらん故に北方諸大名の

不服あるも亦其理あきふらるべし

一橋の只恭順謹慎よりして敢て戦を好まざらん

一橋との即ち 大君の事あり或は前將軍とも云へる処

ありられ亦原本のまゝに誤り

外国と日本との交際を付て此末如何成り行くべきを未だ

詳あらざる

神戸より西洋二月廿七日即ち日本二月五日に出る書状

は曰サトウ京都より帰着を医官安リスを京都に留りて怪

我人の療治を成せんと

按は英吉利の医師を京都に招くことを薩戸の願よりして去

る正月廿六日 天朝の許容ありし由あり

同所より西洋三月二日即ち日本二月九日に出る手紙に

曰備前侯の家来は外国人に向て砲發の差圖をあらはるる罪

に依て今日誅せらる初を切腹と聞きしが頭を斬らるる事

に成りしより右死罪の兵庫の寺院にて行ひ各国の名代一人

つゝ見分の為に出張を

○西洋二月廿八日即ち日本二月六日長崎より出たる英

人書状の抄訳

此頃中毎日當港在苗の軍船より人を出して市中を巡ら
む然れども十二大名此地の奉行所を預りより以来其事
止り

十二大名とは即ち薩廣土佐筑前安藝島原大村肥前長州五
島對馬肥後平戸これあり

此程真偽の詳あらず加州と越前との間は戦争ありとの
風聞あり又紀州の兵七千人 大君を征討するが為江戸

へ行きよるとの風聞ありて市中以の外は動搖せり

此節外の商賣はあく只蒸気船銃砲彈茶の賣買のみあり

ウゼニと名くるゴンボートは十方ドルにて肥前へ賣れ

ヒンダと名くる船は十一方ドルにて長州へ賣れり今一

艘タイワンと名くる船も賣れり買主と直段との詳あ
り

四日以前アテリ子と名くる船は是も賣物にて兵庫へ往き

ロフルを昨日横濱へ出帆し軍船アイカルスは今日箱館へ
出立を

ペール、船を一昨日上海へ往き亞墨利加船オニワルドを

それより以前は出帆しつゝ

按は亜墨利加の既は局外中立の觸書を出して軍船武器の賣買を禁せり蓋し他国も同ドウもべし其布告いまだ長崎は達せざりし前の事ありや○觸書の文の第二号は出帆

内田弥太郎 譯

西洋新式

縫物器械用法傳習并は仕立物の事

右器械をシウインマシン子と名くる精巧簡便の品なり近年船来りりしと雖も用法いまだ世に弘らば依て去年

官命を蒙り横濱に於て外国人より教授を受け尚又海内利益の爲に傳習相始の間望の由方の開成所へ由尋ふさるべし付ての傳習の序何れも注文次第廉價にて仕立物致すべく依て此段布告も及ぶものあり

慶應四年二月

開成所にて

遠藤辰三郎

此度新聞紙印行相始めいり付入社ふされ度此方此姓
名并入用の部数小川町開成所内へ此中越ふさうぐき事
代銀の前金うても跡金うても一ヶ月毎に此拂の事
日本外国とも新聞の類に差越下されいりぐ早速植えさせ
製本呈上いりぐへき事

二月

中外新聞第二号

慶應四年二月廿八日出板

局外中立の觸書

日本御門と大君との間^{あひだ}は戦争の起りたる事を布告^{ふき}し且
合衆国人民をして局外中立の規則を嚴重^{げんじゆう}に守らしめんが
為に左の趣を觸^ふし示^しす

軍船或は運送船を賣り又は貸し兵士武器弾薬兵糧其外を
べて軍事よかくもちたる品を或は賣り或は貸し渡す事
嚴禁^{げんきん}しうぐきりのあり若し此規則に相背^{あひまむ}くよ於ては公法
に依て之を論せれば即ち局外中立の法度を破^{やぶ}る者ふし

敵視せらるゝに至るべきものあり

前文よ言へる如き規則を破る者ハ軍律ニ従ひ其人ハ捕虜

せられ其積荷を没收せらるべき事勿論ありととく局外荷

主の品とりとも連累の禍を免る事能をざらる

日本国と合衆国との條約面の權ニ依てととく我國人より

と雖も右の規則相破りとする者を敢て之を保護する事能を

ざらるものあり

日本在留合衆国ミニストル

ラン フルケンブルグ

日本兵庫神戸に在る合衆国居留館より於て

西洋一千八百六十八年二月十八日即ち日本正月廿五日

右布告の文各国何とも同文言ふべし只ミニストルの姓名異なるのみ
渡辺一郎 訳

○
仏蘭西の飛脚船最早西三日の間に入津をへし向山隼人正
其船に乗りて帰府をへき筈あり其他の友人も共に帰帆を
る者有べしれは定て面白き新聞多からんと思はる見聞の
説の追々次冊に印行をへし

或人の話^{ナギ}は京都より置^かうれ^る伊東某といふ兵庫奉行を
以て外国人へ談判^{だんぱん}あり^るる^る此度^{このたび}徳川氏政権を返上^{かへし}
り^し上^の外国の條約^{じょうやく}も 王朝^{てんわう}は於て新^{あらた}結^{むす}ぶ^べ
云^いく^く外国人^{がいこくじん}答^{こた}へて曰^い 王政復古^{おうせいふこ}の事^{こと}は承知^{じやうち}せり^き去^さあ^ら
條約^{じょうやく}の儀^ぎは各国帝王^{かくこくていおう}の調印^{てういん}を致^{いた}し^るは事故^{じこ}只今^{ただいま}即時^{じじ}の決^{けつ}
難^{がた}し^る各国申合^{かくこくましかい}の上^の本國帝王^{ほんこくていおう}へ申遣^{まを}ち^し其^{その}差^さ図^ずを受^うけ^る
決定^{けつてい}を^きま^すき^し事^{こと}勿^な論^{ろん}あ^らず^べし^る付^つて^は先^{せん}年^{ねん}以^も来^{らい}日本^{にっぽん}は於^おて^は外
國人^{がいこくじん}の殺害^{ころは}せ^られ^る事^{こと}度^{たび}い^られ^る有^あり^し其^{その}外^{ぐわい}狼藉^{ろうじやく}の所業^{しよごう}は
至^{いた}り^して^はを^をら^けて^は教^{おし}へ^られ^る此^{この}度^{たび} 王朝^{てんわう}は於^おて^は政^{せい}法^{ぽう}改^か革^{かく}の
儀^ぎ仰^{おほ}出^だされ^るゆ^ゆ先^{せん}づ^づ其^{その}手^て始^はめ^る 天子^{てんし}御^ご調^{てう}印^{いん}の書^{しよ}付^つを

出^だし^るゆ^ゆべ^べ其^{その}文^{ぶん}言^{ごん}は是^{こゝ}ま^まで^で日本^{にっぽん}国内^{こく内}は於^おて^は外国人^{がいこくじん}へ對^{たい}
し^し不^ふ法^{ぽう}の働^{はたら}き^を或^{ある}を故^{ゆゑ}あ^らく^く外国人^{がいこくじん}を殺^{ころ}し^る者^{もの}あり^しと雖^なも
今^{いま}度^{たび}新^{あらた}政^{せい}律^{りつ}を改^か正^{せい}する^上を日本^{にっぽん}全国^{ぜんこく}に詔^{みことり}を下^{くだ}し^て敢^あて^は右^{みぎ}
様^{さま}の所^{ところ}業^{ごう}を致^{いた}させ^られ^るま^まの證^{あかし}書^{しよ}あり^し此^{この}の如^{ごと}き證^{あかし}書^{しよ}を得^え
て各^{おの}國^{くに}の帝^{てい}王^{わう}へ差^さ送^{おくり}り^し其^{その}後^{のち}改^かめ^て條^{じょう}約^{やく}の事^{こと}を談^{だん}判^{ぱん}又^{また}及^{およ}
べ^べし^るや

○二月廿一日出板横濱新聞の訳文

仏蘭西人泉州左海に於て殺害せられし事

今廿一日亞墨利加の軍船モノカシー兵庫より當港に來着

す亜墨利加普魯社以大利のこニストル同船して帰り来たり英のこニストルも上京の支度して尚彼地は滞留此船の載せ来りし書状を見らるに去る二月九日備前の士官死刑に處せられし短怒り日本人復讐の爲は仏国水夫を許多切害せし由を申し越し蓋し土佐人又土佐人の装をあらし備前人あらん竊し思ふは諸国のこニストル先日備前士官の切腹を止めあが佛国水夫も命を失ふ事あり日本政府は於ても此事件より起るべき災害を免らん右人殺し的一件諸説紛ししりと雖も左の書状多分の実説ありべし

西洋三月十二日即ち日本二月十九日神戸より出たる書翰の文

昨日キウシウと名くる船は一封の書を託るといへども思ふに此モノカシ船却て速に到着せし依て短文を以て一事を報告す

日本二月十五日堺に於て一小船は乗り居る佛国の水夫共不意に土佐兵隊の爲に襲われ切害せられし者十二人水を泳りて其場を逃れし者を僅に一兩人は過ぎば是を明白に兼て巧しき偽計と見え最初より其子細を告る事あり又水夫の内小船の外は誘出され其後取巻られし

り諸国の公使右罪人を速に刑罰せん事を京都に訴ふ
よ土州ハ勿論京都政府も至極心を用ひて之を尋ね出
し刑して以て外国人に謝せんと欲するの様子あり既に其
罪人の内捕へられし者もこれ有し

昨日神戸より右の死骸を埋葬を諸国のミニストル悉く葬
よ會は其時墓前よ於て佛国のミニストル彼死人の同僚よ
向ひ後日必も大に死人の為よ復讐をなさんと云へり
右死人の内刀剣を以て殺されし者ハ只一人よ其餘ハ
皆銃丸よ中より○或説十六人の内死者十一人と云
奔リスサトウの西人再び京都に入りサトウを土州侯の側

よ在り

前便よ諸国のコンシル皆大坂を引拂ひし由を申送りしが
英吉利コンシルをいよ彼地よ苗在をと云
江戸を攻めんが為よ京都より三万の大軍を發するよの風
聞り

是まで書状の文あり

右文中よ云へる如くキウシウ船よ託しし書状到着せば
堺よ於ての入殺しの始末明白よ相分るべし依て其以前種
々の異説ありとも敢て之を信せざるべし

○當時横濱在苗の商船十八隻軍船を六隻よし英船三佛

船一亞船二あり

藤野善藏 譯

中外新聞第三号

慶應四年三月二日

和蘭^{ワタラシ}ト^{トル}タル^{タム}新聞訳出

普魯社国新刻の萬国通表より曰地面の廣き魯西亞国と波蘭
国を合して日耳曼里方積九万九千二百九十六^{あきと}埃地利国ハ
一万一千三百零五弗南西国を九千八百五十普魯社国を六
千三百九十二英吉利国を愛倫国を合して五千七百六十二
是を歐羅巴洲内のみあり尚他洲の領地を魯西亞三十六万
九千八百英吉利二十四萬一千五百八十七佛蘭西二万四千
四百二十八あり

人口を魯国六千八百二十二万七千二百五十二人佛国三千八百零六万七千零九十四人^{オーストリア}墺国を大凡三千五百万人英国二千九百零七万一千人普国二千三百五十七万八千人
国債を普国の銀錢ターレルより英を五十三億五千二百万元その他洲領より九億一千一百万元佛を三十七億六千万元魯を二十四億零四百万元墺を二十三億一千五百万元普を四万二千八百万元いづれもターレル錢あり

里程の長短銀錢の相場等の洋学便覧二集より出つ
陸軍の人数魯を平時五十万八千人戦時九十七万八千人佛を平時四十一万七千人戦時八十万八千人普を平時二十六万四

千人戦時六十四万七千人墺を平時二十五万人戦時六十一万九千人英を平時十三万九千一百三十三人此外非常の時よ呼集むべき兵數陸軍十二万九千人海軍六万八千人他洲の兵二十一万三千二百九十人あり

軍船を英六百廿八隻大砲九千一百五十八位あり佛を船數四百七十三砲數七千七百四十七魯を船四百二十五砲二千一百八十六墺を船九十一砲一千零々四普を船八十四砲四百八十四

商船の数を英二万八千七百八十七艘^{オーストリア}尚其他洲領より九千七百三十四艘あり佛を一万五千一百八十四普を三千一百十

八魯を三千三百四十噸を四百九十五艘

右此数を毎年増減する内は普魯社を去年戦争の後益盛大とあるべき勢あり尚加藤弘藏の着せり西洋各国盛衰強弱一覽表を参考を乞ふ

佐々木貞庵 譯

○雜報

去月京都より久我中納言を大和国の鎮臺を命せられ東久世前少将の兵庫港鎮臺醍醐大納言を參與国内事務掛り兼大坂鎮臺宇和島少将を外国事務総督兼大坂鎮臺を命せら

れしるよりの報告なり

東海道鎮撫將軍橋本少将柳原侍従を尾州并薩州等の兵を率わたり既ニ箱根に來着を

小沢雅樂助といふ者元ハ関東の賤民ありしが偽て勅使の先導と号し甲州に入りて恣に令を下し容易あらざる企たり然るに其偽する事露顯して此頃召捕られしるを

此度泉州にて殺されしる仏蘭西人の一條只今土州并京都へ談判最中のより解死人を勿論莫大の償金を出すべき旨嚴しき應接ありと云ふ多分不日は戦争に成るべしとの風聞なり

英吉利の海軍教師を既十日程以前皆江戸を引拂りて
佛蘭西の陸軍教師を始尚江戸を逗留せり然る
は泉州の一條起りて故は二月廿六日皆悉く横濱へ出立
何れも戦争の用意をなすといふ

或る外国人の話より堺より殺されたる佛蘭西人を最初小
き川蒸気船に乗じて測量に出る者廿人程あり其内僅に
三四人海へ飛入りて命を助けられ死者十六人ありと
いふ或は十一人とも十二人とも云ふ其時亞墨利加人も土
州の固め居りて近辺へ来掛りて山手の方へ道を替つて
通行せし故無難に濟し若し押て其辺へ行き掛りたむ

亞人も必き打拂をせむべき様子を見えり扱此事は付土州
人の不法ある言ふ迄もあく薩州長州も亦罪あり當正月
以来大坂兵庫近辺の警衛に薩長両家と心得居る由兼て
外国人へ通達されたり然るに此の如き始末及び此事
全く薩長の無念あれば仏蘭西人大擧して罪を問ふべきに
勿論英吉利も仏蘭西と互に相助力を乞ふべき條約ありは付此
度の英仏合して薩長土の三州を伐つべき理ありと云
横濱ドルの相場此十日程大抵替る事ありドル百枚は付一
分銀二百九十八より二百九十九の賣買あり即ち一ドルの
相場四十四匁七分より四十四匁八分五厘よりなる

○
此新聞紙追々入社の方々多く相成に故あらず職人を撰
み出精いゝ植うゑをせしる今月より一ヶ月は六冊づく相
違ふく出板致さづくあつ尤別段珍らしあつ此新聞これらる時の
日限は拘とらはる臨時は摺立相あひ弘め申へく事
摺立の度毎は江戸中書物屋へも差出はる何方へも摸
寄次第よは永あきとあき事
中外新聞賣弘められ者も開成所へ申出べき事
新聞紙の文章むづかきといふ評判なり依て此次よりを
平うきを多く相用ひ博ひろ学の笑を顧かり申ざる事

追加

今川刑部大輔跡部遠江守若年寄は任ぜらる
或る処あく按摩渡世あをむる旨人めの家はかくと居る浪人
一人を召捕り其所持の荷物にを改めは外の物をあきて只
神社佛寺の札しの板木を沢山持ち居り去年諸国は神符の
類あを降せし者皆此輩えの所業ありし事いよと明白あり
第二号は仙蘭西飛脚船近日到着とまづくと言ひしが既は廿
五日へいしと名くる船上海より横濱に到着し向山氏も帰
府のボードインを未あど来らん

○コルクの黒燒留飲并はコロリは効能なる説
民間医方の書は留飲の癖は人毎日コルクの黒燒を粉と
して水とて一日は三度づつ用ゐれば必効能なりといふ説
を記せり然るも新聞紙は左の奇説なり

コルクをフランスコの口はきる木あり

英吉利船去年海上より俄はコロリを煩ふ者三十人程出来
せしはコルクの黒燒を粉とて水と乳汁とて頻に用ひ
て全快せり是も天竺地方より民間に用ゐる菜方ありとて

○今日左の書状の写を得たり即ち外国人より或人
に贈りし書状の訳文あり 三月二日追記

於横濱千八百六十八年第三月廿三日即日本二月晦日
一封兵庫より到着せり○本月十九日はパークス口セス并
ポルスブルク上坂に廿日は伏見に着し廿一日京都に到り
廿三日或は廿四日 天子は謁見せん事を期せり

本文の人名は英仏和蘭三ヶ国の公使あり日附十九日
は日本二月廿六日あり推して知るべし

土佐の士分四人兵卒十六人斬首せられ且つ十五万ドルの
償金を拂ふ事ありとて謹言

慶應四年三月六日

京都より諸州への布令書

今般 朝政御一新あらたに付ては万民の撫恤ぶしゆの儀ハ專要せんようの処當ところ
今御国内多事の折柄かたがへに付自然安民の道みち等閑せうげんに相成あひなは際まはに
乘のりし不逞ふていの徒とこ安やすりし奔走ほんそうし名なを勤まか 王みに假かりり良民を欺罔きごう
し々金穀きんこくを貪あまり残忍ざんじゆんし民力を駆役くやくいし甚こゝろ以て御撫恤の
御趣意おんしゆいを齟齬そごいしし以て儀も多分おほいにあらはれりしはくは万民間の
苦情くるげいをわいてを假令たとへ 朝政を觸ふしは事ことしはも聊無忌憚いんまう可
申出まをし尤領主地頭等よくりやうしゆぢうとうをわいては厚あつき御趣意を以て民間よ

り訴へ出い節ハ速ニ大政官へ言上致さぐくハ尚又差掛り
以件々左の通り仰出されハ百領主地頭より厚く相諭ハ
様致さぐくハ

但一従前の弊習を追て言語擁蔽の事も測り難くハ百
民間の者より直ニ大政官へ訴出ハ後も勝手次第の事
一五畿七道諸宿詔の儀是まを申も印鑑られあきりのハ継
立申間敷等ハ近來宮堂上家来あどく唱へ印鑑引合も
これあきのみあぐん無貸錢ト人馬継立剛談いぐハ
者これある趣以ての外の事ハ百以來印鑑引合られ
く且つ賃錢跡拂等トハ決ハ継立申間トキ事

月日

右の通徒

御所被仰出ハ事

○英吉利人の著せる日本記事中的一篇

横濱新聞紙タイムスより抄出

日本の国運循環ニ徳川氏其幸福を失ハ一橋の名もドあり
會盟の列ニ加まらんハ此人を水戸の子あり水戸ハ平生
騒ぐハ此国柄ト血統争論の絶ゆる間あり此人一橋の養
子トあり島津三郎の棋拳トありて大老の重職ト昇り
是れ三郎の術数を行ふ為ありト其後幼き將軍ト深く信

用せられ竟^ひ將軍の職^つを嗣^つぐに至り外国同盟の助を以て
其身の幸福を全くせん^と謀り世を驚^{おそ}うん程の大事業を成
さんと欲^すし其事を 天子は奏^あ言^ごを扱 天朝は兩度政權を
返^かし兩度これを賜^{たま}ふより夫より大坂兵庫開港の期限^{げん}は
及び日本は於て尤威權^{いけん}はる 外国人は接遇^{せつご}し我等を以て其
昔日の威權よりも強^{つよ}き事を證^あせしめより其勢^{いきほ}實^{じつ}は盛^{さか}なり
と言ふべし然るに其後俄^{たち}に兵を出し襲攻^{せうこう}の企利^{きり}あらむ
て今年第一月夜に乘^{のり}り都城を棄^すて 逃^{にげ}れ出^でるは其兵は
敗走^{たいそう}し其勇氣^{いきうき}は挫^くけ其王權^{おうけん}全く已^やを去り是はふいて徳川
氏の大統^{たいとう}は居ると雖も同盟の大名は見離^{みり}され家臣^{けしん}を叛^か

き今に至りてを進退共^{とも}に窮^{きう}り二三年前威權の盛^{さか}なり一時
節^{せつ}は比^ひをれば榮枯^{えいこ}判然^{はんぜん}とし地を替^かへより嗚呼^{ああ}何ぞ其衰^{おとろ}
ふ事^{こと}の甚^しきや扱^あ江戶は歸りし後^{のち}を其家^{いへ}より旧來^{きゅうらい}委任^{いにしへ}
せし重臣^{じゆうしん}を廢^たし昔時の法則^{ほふそく}を去り大に改革^{かいかく}を成^なしより是
まで一橋^{いちけう}を知りて其人^{そのひと}を重^{おも}んせし人々を夫等^{それら}の事を指^さ
て英邁^{えいまい}の所業^{しよごふ}より尊^{たか}むべき大決断^{たいけつだん}ありと称^あ譽^うを然^{しか}もど
も其布告^{ふこく}の書^{かき}は云^いへる所^{ところ}を見^みるは彼の深意^{しんい}を何^{なに}の用^{もち}にも
成^ならざる事を指^さして大切^{たいせつ}の事^{こと}と唱^なへり
此頃^{このとき}旗本^{はたもと}中^{ちゆう}に示^ししる書面^{しよめん}を得^えり其文^{そのぶん}左^{ひだり}の如^{ごと}し是^{こゝ}に今^{いま}
度^{たび}家政^{かせい}改革^{かいかく}の様子^{ようしよ}を見^みるに足^{たり}るべきものあり

連年政府の入用莫大の事よて意外又出より依て海陸軍の
兵備を充實たうじやくよせんが為よ心ありはも汝等なんぢらの知行ちぎやうの半高を
昨年中借り上る事よ至より然るも方今の場合よては汝等
の俸禄ほうりやくおとんど無きも及ぶべし

注よ曰南方よける領地を失ひよて其歳入八百
万石の処今ハ僅よ三百万石よ減しより

是よ予が悲歎ひたいの事よして聴くよ堪へざる処あり故よ予今
悉く旧律古例を止めよての入用を格外よ減せんと謀る
予いふよ臣下よ對し深く氣の毒よ思へども汝等祖先そせん以
來承け来りし知行ちぎやうを引続きひきつづきて与たまふ事よても出来まじく

思ふも是よ依て自ら力を尽して日用を減し衣食を言ふよ
及ぶべしの費用ひやうぎんよりとも省略しょうりゃくし是を以て生活せいかつの道を立
てん事予の心願あり然る上ハ汝等家事を始めよての入
用を減略げんりやくをべし依てハ如何程の高官を勤むる者と雖も一
人よて騎歩きふし不自由ありと思ふべしハ実よ今日よ至き
るも皆予が一身の過あまより起りし事故よ予を深く恥ぢ深く
悲む所あり付ては生計の為よ暇を乞ひよ記者ハ予よ於て
これをおんよ忍しのびずと雖もその志を所よ任まかせむれば願
書を出さも妨さまたげあり

一橋此号令を出せしより自ら其行を慎しんみ京都より怪我けが人

到着せしは只兩三人の家来を携へ度く見舞ふは是ま有り
一橋敗歸の後これと謁見せし外国人皆その状を温雅あり
て貴人の体を失えざるを稱し今不幸ありて浮雲と掩われ
これとも全く滅亡せん事の極めを惜むべしと言へり然れ
ども一橋を此国に於て固より凡庸の人とあらざるを知る
べし且つ我輩と對しとも毎に親友の情を失えざるは必定
あり

○二月廿一日越前宰相参 朝仰付られ中山徳大寺
兩郷より相渡されし書付

慶喜謝罪の状東征大総督を置られ以上右の手を經ざり
て言上の儀あり 関し召され難き筋は付宜く其順序を以て
執奏されしなり 思召の旨 仰出さるべくは事

右ハ 大君御謝罪の書を越前老侯より

天朝へ差出されし故あり

○雜報

仏蘭西より歸りし人の話は只今改羅巴諸国太平無事あり
去年ガリバルヂと羅馬法王と度々戦争あり法王方敗軍多
かりしが仏蘭西の援兵大にガリバルヂを敗りてこれを擒
りて其後至て静謐ありしなり

江戸在苗の外国人追々横濱へ引拂ひしに依て開成所は在
苗せし和蘭医師理学化学二科教師ガラタマも當月四日横
濱より出立を

河津伊豆守の若年寄外国事務總裁元の如し跡部遠江守
の願に依て免の林大学頭ハ寺社奉行並とあり

當月九日の西洋第四月一日より江戸開港の期限あり普請
おども追々出来られども此末商賣の盛衰いふべし計
知ること能はざる

會津の藩士も悉く国元へ帰り上方より怪我せし者も療治
中ありしが皆江戸を引取りしり

中外新聞第五号

慶應四年三月七日

○江戸市中への觸書

勅使御下向の儀に付ては都下の人心動搖いふれども物
事も無之にへどもうくまぐれに恭順の丁寧の取扱を以て
此迎へ遊ばされに儀はいさしう此二心無之儀を
天朝へ此ありし遊をされに儀はかあらん此不當の由處
置えられし事と事と思し召されにての儀は万 勅
使へ對し失礼の所業等決して致さずとくは右に付非常此
警衛のとめ夫に固め等建させられは万都下人民いづれ

も心得達ちかひの所業決きましてられあま様精しんく可たは心付こころづの事

辰三月

奉行

○三月二日水渡

由意の書付

此れど相觸あはれ通京都表あはりし軍勢いの差向相成実まこと以て奉恐
入いり候うへ付ひ只管恭順ひたすらまうとん謹慎きん 水沙汰相待みづさたあひまの事ことは付官軍へ對
し決きして粗忽そごつの挙動きやうどうられしまままくくの右みぎの 天朝てんてうへ對たい
恐入おそいり候うへ申まをすまでもまられまれまあまくま且かつ府下ふりか百万ひゃくまんの生なまを塗炭とたんと
階入かゐりり候うへ様相成やうさうり候うへ付ひ実まこと以て忍しのびまざるま次才つぎの又また假令たとへば忠義
の心こころは出いりまともま此こゝ旨しめ又また相悖あひまりまの者ものを我われが意いは背そむきまりま者ものは

付予つが身みは双ふたをま加くふるまも同様の候おなへ付ひ此こゝ旨しめ篤あつと相弁あひまへ心
得達ちかひひこれあま様あまは致いたさまべきまもの也

○ 町奉行黒川近江守くろがわの苗守居なえに轉まり松浦越中守代まつらりて町奉
行まちと成なるま○梅沢孫太郎妻木多官うめざわと大目付おほめづ○酒井安房守い
寺社奉行並

○ 近ちかく官軍問罪くわんぐんもんざいの奉ほうりまと問とく臣子しんしのこ只ただ一死いつしのま何
そ患うれとまるまは足たらん其曲直まがまじ是非しぜいに至いたりてハ強つよて今いま分別ぶんべつを
論ろんせんま暫しばらくく空漢くうかんと對たいし百歳公議ひゃくさいこうぎの人ひとを待まちつまのみ即すなはち今いま米利べいり

堅の報告云官軍兵庫の居館を襲ふ故に砲臺を開き兵士
を分ち其地を堅守し軍艦を呼ぶと英仏も亦然り長崎地方
の如きといふも其確報を得ざると雖も恐くは同轍を過ぎざ
るべし断然これを見て痛哭悲歎堪へば遠くは印度の敗
近くは支那の地長毛官兵其是非曲直を鳴らし同属相食
し西洋諸国其虚を乘じ皇国亦殆同轍を陷らんと人口は
勤王を唱へて大私を挟み皇国土崩万民塗炭に陥る事
を察せば是を何と云はん臣上進して微衷を愁訴せん
す然ともも有罪の小臣我が主と一死を待つものも然れとも
此千歳の遺恨を何如せんや斬首前より是ハ黙止せざるを得

す冀くは此微志を以て参興闕下より代訴せしむらん事を誠恐
謹言

辰二月

徳川陪臣 姓名

右京師或る人の書状中より之を得たり依てこゝに附記し

○京都より英国公使瘋を受けし事
今日不図驚くべき一新聞を得たり即ち英国人書状
の訳文あり依て紙数未満ありと雖も期日を待たば
しつ之を即行し急よ看官に報告を兩三日の間は必
詳説を得て再び訳出せしむ

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日於横濱
江戸某公足下呈き

亜墨利加の蒸気船ロートルと号する船今朝兵庫より到着
せり去る廿二日即ち二月廿九日仏国公使口セス及び和蘭
公使ホルスブルク 皇帝陛下に謁見を次日即二月三十日
英国公使ハルリーパークス京都において 皇帝の宮殿へ
昇らんとする途中にて卒尔と襲撃せられ自身も少く疵
を被り外英人九人疵を受けたり其内二人ハ尤深手あり是
に依りパークスを 皇帝に謁見せんとて大坂に引返り
り英仏及び和蘭の官吏等直に横濱に帰る事を決せり

此報告あなはいまざ詳を悉く述べといへども多分相違ある
べきものあり

英吉利在苗館 某

副啓 帰港の上日本の兵卒即ち浪人輩を殺害せしむるの
風説あり

○ 向山隼人正若年寄に任り

中外新聞第六号

慶應四年三月十三日

横濱新聞の抄訳

一千八百六十八年三月廿八日日本三月五日記を

昨夜飛脚此地に到着しハルリパーク又君京都に於て
天子の禁闕へ趣りんとする途中にて襲われ其護衛の騎兵
九人手疵を受け日本人一人殺され一人虜とありける旨を
報告せり

此事に付てハ風聞まじくハよハいませ何者の所為
とも分り難し但し怪我人の九人ハ其内二三人ハ死

— 由パークスを其乗りたる馬を斬られたるのみ
して自身よの怪我これなき由あり

此事件の未如何ありやいまだこれを聞かば然まども仏
蘭西蒸気船ドフレイ井は英吉利蒸気船エドヘンと一急
よ大坂よ出立せり是と蓋し公使等を迎へ帰らんよある
べし

此度の公使等実よ彼兇徒等の信どぶらうざるを知り自今
以後決して右様の異変あらうとくき處置を行もん事これ我
輩の欲する所あり

最早寛大の處置を行ふべき時よろしく改羅巴人米利堅人

身よ一毫の罪あらずして命を失へる者既よ三十人よ及び
此後此の如き枉死の数増加せん事疑ひあり然まの手あら
き處置を行ひて日本人の暴悪を止むべき事當然あり

先日仏蘭西にニストルの為せし處置の甚と手早くして且
其目的を得るの良策とて此地よらる外国人等極めて敬服
せり此度英吉利にニストルも亦宜く是よあらふべし

先日仏人十一人堺よ於て殺害せられしやば仏国公使
五ヶ條の事を三日間よ決断せらるべき旨若し三日を過
ぎしや直様兵を差向け申べく云々の趣を京師へ掛
合よ及びし是よ依て五ヶ條共よ速よ行をれしと

云右ケ条の第一ハ 朝廷より書面を以て罪を謝せし
れ第二ハ外国事務總裁自身ハ仏船へ往きて謝し第三
ハ土佐の士官兵卒乱妨せし者を刑し第四ハ土佐
人脱剣せびし外國人の居苗地ハ立入るを許さば第
五ハ償金十五万ドル此五ケ条ありといふ
外國人の狂死亦夥し第一ハ米利堅人十人水死し次ハ仏人
十一人殺害せられ又此度 朝廷の賓客として懇^{けん}招待を
受くべき英吉利人故あくして襲^{おそ}れしり
コルシカ人の語ハ一人殺さるれば一人を殺せといつる事
はれども吾等ハ是ハ倣^{まね}ふ事あく宜く一人殺さるれば十人

を殺すの心を以て復讐^{くわんじやう}を行ふべし吾等一度命令を下せば
日本の外國の才智兵力ハ屈服せざる事を得ず日本人若し
頑固^{けんこ}あると死^しの遂^{すい}ハ印度人の轍^{ちやく}を履むに至るべし
日本人ハ改羅巴米利堅等ハ往きて其國人の如く自在ハ歩
行をも妨げあし何故日本よりの外國人よられを許さば
もや畢竟日本人を以て其陋習^{ろうじゆ}を改め公平の法を守らしめ
んが為^{ため}ハ大軍を上陸せしめて国内ハ攻入り軍艦を以て
海岸^{かいがん}を囲まざるを得ば
即今兵庫と神戸との間の門を閉ち外國人の通行^{つうじゆ}を禁せり
何故とも解まざるべし何の道理^{どうり}ハ由て此の如く吾等の自

由を妨ぐるや夫れ條約の正しき道理を行かん事の請合ひあり然るに此国民の何故道理を背ける事をあはれや彼等實に敵對を好むや又の唯戯れありや其裁判をニストルの處置に在るべし

黒沢孫四郎 訳

○
京都より肥前肥後二藩と薩藩との間不和の事起りしより
と一専ら夙閑なれども未詳なれども
横濱へ出置きしる成兵皆此度江戸へ呼返りし成りし然

るふ二三日以前其内三中隊など脱走ししより
此節諸藩の言ふ及む旗本の士も脱走者少く近日
歩兵局の或る頭分の人一人行方を知らぬといふ
甲州路よりの報告は近藤勇百餘人の兵を引連れ甲州を指
して往きしは是より先くして甲府城既に敵手は落しり依て
府城に入る事能はず退きて屯守せし敵より兵を出して
急に襲ひ掛りしは已む事を得て一戦し勝利を得し然
るに敵兵再び来り攻めしより此方の援兵あらず衆寡敵
難く大敗し及べりと云
上方より来りし人の話は天子遷都の説約より或を曰

薩州長州の二侯 今上を勸め奉りて浪華を遷すの議を建
つ然れども京地の民人不服ありと或を曰外国公使等屢々
参 朝を請ふ議者曰夷狄を以て 禁闕に入らむるを不
可あり宜しく浪華を行在所を設けて彼等の拜謁を受けざ
せよと此説速に行われざる間各國公使既に入洛
せしより去月晦日の変事も出来せりとしか其詳ある事
未だこれを聞く事を得じ
○英仏の両ニニストル當月十日帰着し

中外新聞第七号

慶應四年三月十八日

京都御觸書四通

先般外国御交際の儀 勸慮の旨仰出されしに付てハ万国
普通の次第を以て各国公使等御取扱ひ在らせられし然る
処此度 御親征御出輦遊むされしに付てハ此餘日もこれ
あき山事と付各国公使急々参 朝仰付られしに付此度相
達し旨仰出されし事
右の通に仰出し万洛中洛外山城國中寺社共不洩様早く可
相觸しの也

二月

此度西洋各国公使并ふ附属ふぞくの者追々入京にる市中ちゆうじゆう徘徊わいはい可致且冬内の砌せき等ら総くわて不作ふさ法ほうの儀無な之様急度相心得可申事

二月

今度由一新の折柄御交際ごうかいもは為在ありて付ての指向しやうきやう為融通じゆうつう洋銀一枚いちまい付金三分さんぶんの當りを以て差支さしあく交際可致旨被仰出おほしりし銘めい々々無な疑ぎ念ねん通用くわうよういくんづくい

二月

近来処々よかいて晴殺せられ内うちの罪状相認あやまりし骸がはも添有ありしも少すくうくんん何なにもも陰惡陰謀相憤あやまりしての所業しよごふも可

有ありし一いつ共全体不埒ふちやうの者共々篤とくと吟味ぎんみの上刑典けいてんを以て嚴げん重じゆうの御裁許ごさいしよ被仰付おほしりし事こと付大政御一新の折柄せきがら猶なほ又また内うち為筋すぢを心掛こころが公然こうぜんと可申出まをすべの処其儀そのぎあく私わがに殺害ころすべいくいんの朝廷てうていを憚おそらざる仕方しほう付右等みぎらうの者有ありし之これ於おて吟味ぎんみの上此こゝと嚴刑げんけいに處あせらるべくいる心得違無ちがひな之様可致事右の通可相達旨刑法事務総督衆被申渡まをすべいく仍なほ申入まをすべ也

正月

參與 役所

○勅書の写

日本国天皇告諸外国帝王及其臣嚮者將軍徳川慶喜請歸政權也制允之内外政事親裁之乃云従前條約雖用大君名称自

今而後當用換天皇稱而諸国交際之職專命有司等各国公使
諒斯旨

慶應四年正月

睦仁 御印

○開港延引の報告

方今日本政府の形勢一変をり、因り江戸及び新泻を安全
と爲さんぐ為、暫時其開市開港を遏むべし而して日本在
留英国女王殿下の特派公使全權ニストルを事態治定す
るに至るまで右の都府及び港に英国人の居留するハ危険
ありべしとの説を守るべし

是を以て全權公使ハ英吉利人ニ告知を來り第四月一日即
ち日本三月九日右ニケ所の開市開港を暫時延引して他日
英人右西處に居留安全を得且つ交易を成さすべき節に至り
速に報告すべきのあり

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日

兵庫に在る英国女王殿下の公使館

○三月八日當中に於て布告の文

當節柄小給の者ども別て難澁も可有之に召格別の訳を
以て二百俵以下の者當夏に借米四分米六分金直段の儀を

百俵又付八十兩の積を以て此節取越一被下以尤差向米渡
の分の之相渡して可有之以

但布衣以上は役金以下は向を二百俵以下も相除き
以事

右の趣向くへ可を達事

三月

○

此節亞墨利加サンフランシスコ港米穀至て拂底高直の由
又付日本より米を遣を一ナラバ土人も悦ひ且日本も利
益ありべしとの噂あり

英仙の公使皆京都より帰着を英人サトウも亦帰りて伊四
子長應寺前の寓処に在り

去月晦日の狼籍者の全く浪人より其場所にて切殺され
又を生捕とり三月四日刑罰を行われ全く事済成る

由且又英公使も三月三日滞おく春 朝拜謁せし由サトウ
の物語あり

横濱も當時英吉利赤備兵隊警衛を四五日前薩州人の出入
を止めし事あり何故とも分り難し或る説は薩人不因外
国の婦人又戯し事あり故ありといふ

○薩藩大久保市蔵の建白書

今日の如き大変態の開闢以来いまだ曾てなほざる所あり
然るも尋常定格を以て豈これに應むべけんや今一戦官軍
勝利とあり巨賊東走と雖も巢穴鎮定に至らば各国交際
永續の法いまだ立たば列藩離叛一方向定まらん人心洵く
百事紛紜とて復古の鴻業いまだ其半に至らば終に其端
を開きしる者と謂ふべし然れば 朝廷は於て一時の利徳
を計り永久治安の策をおさざる時ハ則北条の後ハ足利を
主一前次去りて後奸来るの覆轍を踏せられはも必然ある
べし依之深く 皇国を注目し觸視する所の形跡は拘らん

廣く宇内の大勢を洞察しりハ數百年來一塊しる因循の
弊を一新し国内同心合体一天の主とすそのを斯すを頼母
しき物と上下一貫天下万民感動泣涕いし程の由実行
を奉行せられん事今日急務の最急あり是れ其の通り
主上と申奉るものを王簾の内は在し人間は替らせ玉ふ様
は僅は限りある公卿方の外拜し奉る事も出来ざる様ある
由有様よてハ民の父母たる天賦の由職掌よハ乖戾しし
訳あれば此由根本道理適當し由職掌定まりて初めて内国
事務の一法起るべし右の根本を推究して大變革せらるべ
きは遷都の典を挙げらるるに在るべし何とあれば弊習と

云へるの理は非を以て勢をけり勢を觸視する所の形跡は
歸をばし今其形跡上の一二を論せんは 主上の在る所を
雲上と云ひ公卿方を雲上人と唱へ 龍顔の拜し難き物よ
譬へ 玉体を寸地も踏むはさるゝとのと餘り又推尊し奉り
て自ら分外又尊大高貴ある物の様は思召され終は上下隔
絶し其形今日の弊習とありし物あり敬上愛下を人倫の
大綱とし論あきとあつら過れの君道を失えし臣道を
失えしむるの害あるべし 仁徳帝の時を天下万世称讃し
奉るは外あらば即今国々よ於ても帝王従者一二を率し
國中を歩行き万民を撫育するの實は君道を行ふ者と言ふ

可し然れも更始一新王政復古の今日も當り 本朝の聖時
も則らせ外国美政を歴するの大英断を以て挙行之をせよ
へきの遷都も在るべし是を一新の機會として易簡輕便を
本として数種の大弊を抜き民の父母たる天職の君道を履
行せられ命令一たび下りて天下慄動する所の大基礎を立
推及しむるは非されば 皇威を海外に輝し万国は對立
けりせられは事不可叶
一遷都の地の浪華はよく可らば暫く行在を定められ治安
の体を一途に居る大に成を事しむるべし外国交際の道富国
強兵の術攻守の大権を取る事海陸軍を起る事よ於て地形

適當ありべし尚其局々の論りもぐれが贅せざん
右国内事務の大根本より今日寸刻も怠りべしうらぎりの
急務と奉存い此義行なれて内政の軸立ち基本始て舉行ふ
べし若し眼前些少の故障を懸念し他処に移りいれむ行を
るべき機を失し皇国の大事終は去るべし仰き願をくハ
大活眼を以て一新し急卒御旅行しん事を千祈万禱し
奉りい死罪

大久保市藏

帝鑑間雁間菊間の諸大名通計四十三藩 君上より代りて謝

罪の歎願書を 天朝より捧ぐん事を議し其内四家の重臣先
総名代とありて上京し當三月二日太政官辨事傳達所へ罷
出中川大炊に頼て右書面を差出せし東園殿に落手相成
追て此沙汰可有之旨に仰聞い
右名代四人の佐倉の倉次甚大夫小田原大久保弥右衛門上
田の掛山政右エ門佐野の西村鼎是あり戸沢諏訪両家も初
を連名ありし追て除名せし由其故未詳
外様よりハ仙臺二本松米沢を初め徳川氏の為めより力を尽
し寛大の心處置を乞ふ者多し
一橋玄同殿も東海道へ出て 勅使より哀訴せられ勝安房守

等も周旋^{まわらば}尽力^{とことん}少^くう^らん

兵庫より何者とも知まぬ英吉利コンシルの旅館へ忍込
みコンシル夫婦を殺しし由の風説あり虚実未詳

○京都よりの布告

一大藩三員

一中藩二員

一小藩一員

右の今般 王政の一新仰出され輿論^{よろん}公議^{こうぎ}を執りし趣意
を以て各藩より貢士として太政官へ差出し様仰出され
以條其の趣意又相基^{あいき}き国々の国論も相代りべき者入撰
有之差出し様沙汰の事

但右拜承當日より五十日を限り差出し可申尤其者参着^{まゐり}

次第辦事役所へ可届出事

一各藩より徴士^{ていし}仰付られし者へ奉 命即日より 朝臣と

相心得勿論^{もちろん}旧藩^{きゅうはん}は全く關係^{かへん}混合^{くわごう}これふき其趣意より此

旨厚く相心得可申事

一大藩 但し四十万石以上を唱

一中藩 但し十万石以上を唱

一小藩 但し一万石以上九万石を唱

右の通諸侯石高を以て三等又區別^{くわべつ}相立の様は 仰出の事

二月

諸藩より江戸開成所へ拔擢又ハ雇^{やとい}ニ相成居^あハ者名元取調^{とら}
早速辨事役所へ申出^まハ様^{よう}を仰出^{おほ}ハ事

二月

○

横濱只今在苗の商船廿九艘軍船ハ英吉利五艘仏蘭西二艘
亜墨利加二艘^{ふろいせん}亭漏生一艘通計十艘あり
ドル相場少^す下^{くだ}落^{らく}の方あり一枚ニ付銀四十三匁五分より
四十三匁六分五厘

中外新聞第七号終

